

平成25年第5回教育委員会臨時会  
(12月18日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成25年12月18日(水)午後3時05分

場 所 教育委員会室

出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	須 賀 裕
生涯学習推進担当部長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	嶋 田 邦 彦
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	針 谷 玲 子
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	小 澤 隆
中央図書館長	川 島 俊 二
事務局副参事	柿 沼 浩 一

日 程

日程第1 委員長職務代理者の指定について

日程第2 議席の決定について

日程第3 議案審査

第31号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第32号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第33号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

午後3時05分 開会

樋口委員長 ただいまから、平成25年第5回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。  
本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで、12月18日付で教育委員に就任されました、垣内委員からご挨拶をお願いします。

(垣内委員から挨拶)

樋口委員長 続いて、教育委員及び教育委員会管理職からご挨拶をお願いします。

(各教育委員から挨拶)

(各管理職から挨拶)

樋口委員長 それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

ここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これを許可いたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

日程第1 委員長職務代理者の指定について

樋口委員長 それでは、まず日程第1、委員長職務代理者の指定についてを議題といた  
します。

何かご意見ございますか。

末廣委員 委員長職務代理者につきましては、高森委員が適任と存じます。

樋口委員長 末廣委員から高森委員を委員長職務代理者にとのご意見がございました。  
他にご意見なければ、職務代理者を高森委員に指名したいと思いますが、これにご異議ご  
ざいせんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、そのように決定させていただきたいと存じま  
すが、高森委員、よろしいでしょうか。

高森委員 はい。謹んでお受けいたします。よろしくをお願いいたします。

樋口委員長 それでは、委員長職務代理者は高森委員に決定いたしました。

日程第2 議席の決定について

樋口委員長 次に、日程第2、議席の決定についてを議題といたします。

ご意見等ございますか。

和田教育長 議席につきましては、会議の運営上、委員長の両脇を前委員長と委員長職務代理者とするのが慣例となっております。

樋口委員長 そのほかございますか。

(なし)

樋口委員長 ただいまの和田教育長のご意見では、議席第1番が末廣委員、議席第2番が和田教育長、議席第3番が垣内委員、議席第4番が高森委員、議席第5番が私となりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、そのように決定させていただきます。

それでは、恐れ入りますが議席の移動をお願いします。

### 日程第3 議案審議

#### 議案第31号議案から第33号議案

樋口委員長 次に、日程第3、議案審議に移ります。

各議案の提案理由及び内容について、事務局各課ごとに説明をお願いします。

第31号議案を議題といたします。

なお、関連する議題としまして、第32号議案及び第33号議案についても、一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、第31号議案から第33号議案までの3議案につきまして一括してご説明をいたします。これら3議案は先日ご承認をいただきました、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関連規則の整備を行うものでございます。

最初に、平成25年特別区人事委員会勧告等について、ご説明いたします。参考資料をご覧ください。

特別区人事委員会勧告の主な内容でございますが、本勧告は、10月9日に区長及び議長宛に出されております。これは、公民の給与較差を解消するために、特別区内の企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の9,558民間事業所から無作為抽出した、1,095事業所の給与を参考に行われたものでございます。

項番1、給与の改定は、民間給与との較差を解消するため、給料月額を0.14%、金額にして588円引き下げのものとしております。項番2、特別給(期末手当・勤勉手当)の改定は、民間の特別給の支給割合とほぼ均衡しているために、改定は行わないとしております。項番3、特例措置は、平成25年4月から改定実施前までの公民較差相当分について、平成26年3月に支給する期末手当で調整を行うとしております。

次に、項番4、住居手当制度の見直しについてでございます。住居手当につきましては、

国や他の団体の状況を踏まえ、持家に対する住居手当を廃止するとともに、有為な人材を確保する観点から、若い年齢層の職員に加算措置を設ける改正を行うものでございます。

現行制度では、(1)支給対象にあるように、持家・借家の別や年齢にかかわらず世帯主である職員としております。また支給額は、扶養親族がいる場合は8,800円、扶養親族がいない場合は8,300円としております。

新制度では、(1)支給対象を住宅等を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っている世帯主である職員とし、(2)支給額は、当該年度末において、満27歳までを27,000円、満28歳から満32歳までを17,600円、満33歳以上8,300円としております。

なお、これには経過措置を設けておまして、(3)にありますように、対象者は現行住居手当の受給者のうち、新制度で非該当の者とし、支給額は の内容のとおり平成26年度6,000円、平成27年度4,000円、平成28年度2,000円としてございます。

以上、項番1～4に関する特別区人事委員会の勧告を受けまして、区長会では勧告どおり実施することとし、鋭意、職員団体と交渉を行い、去る11月22日に妥結をし、その後、教育委員会の諮問・承認を経て、条例については区議会で議決をされたところでございます。

次に、項番5の関連規定の整備ですが、これはこの条例の一部改正に伴いまして、改正に必要な規則を整備いたします。

それでは、以上で人事委員会勧告の説明を終わらせていただきまして、本委員会にご提案をしている、第31号議案から第33号議案について、順次ご説明をいたします。

最初に、第31号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をします。

それでは、31号議案のお手元の資料をご覧ください。項番1、改正概要でございます。住居手当制度の改正に伴いまして、勤務1時間当たりの給与額に算入する手当から住居手当を除外するというので、第17条1項第2号を削除しております。施行日は平成26年4月1日でございます。

次に、第32号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をします。こちらもお手元の資料をご覧ください。

項番1、改正概要でございますが、給料表が今回、引下げ改定になっております。それに伴い、現行4級の園長の管理職手当が「最高号給の額×20%」を上回るということで、昨年と同様に改定するものでございます。施行日につきましては平成26年1月1日でございます。

最後に、第33号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。こちらもお手元の資料をご覧ください。

項番1、改正概要でございます。条文において、第2条第3項及び第3条第2項、第5条第2項については、扶養親族の有無に応じた手当額の区分が廃止されたことに伴い削るという内容です。また第4条の2につきましては、住居手当の支給要件に月額27,000円以上の家賃

を支払っているということが加えられたことに伴いまして、家賃の算定の基準を定めるといふものでございます。

次に、付則については第3条を加えております。これは平成26年4月1日に改正後の住居手当の支給要件を満たしている職員の届出、支給の始期及び終期について定めております。

そのほか、施行期日、経過措置の規定などを設けております。

以上、第31号議案から33号議案までのご説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますか。

和田教育長 この条例改正については、区民文教委員会で提案し了承されましたけれども、そのときの質疑で、何か報告することがあったら説明をお願いします。

庶務課長 景気が回復をしてきているという状況がある中、今回またマイナス改定だということで、その辺りの今後の見通しについて質問がありました。

これにつきましては、今年の4月の時点での民間較差調査に基づいた改定となっているために、今回はマイナスになっている、という説明をさせていただきました。

樋口委員長 第33号議案に関して、本区は、いわゆる住まいの住宅費が非常に高いと思うのですが、特別区内は一律にこの金額なのですか。

庶務課長 その基準は23区共通です。

高森委員 参考資料にある特別区人事委員会勧告というのは、この幼稚園教育職員だけを対象に勧告されたものなののでしょうか。

庶務課長 幼稚園教育職員は特別区の職員になっておりますので、人事委員会勧告の対象となります。

末廣委員 住居手当について、今までは扶養親族の有無に応じた手当の区分があったということですが、それを廃止したという理由はどういうことなののでしょうか。

庶務課長 一律に支給をするということに対しては、見直しをするべきだろうということがずっと言われていました。

今回、一律に支給するというのではなくて、一定の家賃を支払っている人を対象に支給をするというような見直しをしたということです。

樋口委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(なし)

樋口委員長 ないようですので、これより採決いたします。

第31号議案、第32号議案及び第33号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。

以上、予定されていた議事は終了しましたけれども、その他として何かございませんか。

樋口委員長 情報提供として、インターネットのライン（LINE）の利用に関して、今朝、非常に大きなニュースになっていました。子どもたちが今、絵文字だけで自分の感情を表現するようになっていて、簡単に絵文字で送ってしまう。それと、LINEの場合はすぐ反応しないとそれだけで無視したなどで、いわゆる「LINE外し」といういじめの問題にもなっていて、それが小学生まで浸透してきていると。

このことに関しては、とにかくモラルが大事で、親、子どもに指導をしなければいけないという、警鐘を鳴らしていましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかにございませんでしうか。

（なし）

樋口委員長 それでは、以上で本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後3時33分 閉会